

人材開発支援助成金

教育訓練休暇付与コース

従業員から、自社の仕事に必要な研修・セミナー等を受講したいと申出があった場合に、会社として休暇を認める制度を規定し、運用することで支給されます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険・社会保険(加入義務がある場合)に加入している会社
- ✓ 職業能力開発推進者を選任していること
- ✓ 事業内職業能力開発計画を作成していること
- ✓ 過去に企業内人材育成推進助成金・キャリア形成促進助成金人材開発支援助成金の教育訓練休暇等制度を受給していないこと

助成額

制度の種類	賃金助成	経費助成
教育訓練休暇制度	-	30万円 《36万円》
長期教育訓練休暇制度	6,000円/日 《7,200円》	20万円 《24万円》

《 》 生産性要件を満たす場合

中小企業の場合の取得例

教育訓練休暇の場合：毎年1日以上、延べ5日以上を取得。
計画期間終了後2ヶ月以内の申請。



長期教育訓練休暇の場合：最初の取得日から1年以内に120日以上を取得。

分割取得の場合は連続20日以上が対象。
最終日(120日目)の翌日から2か月以内に申請

